

令和3年4月26日
多摩北部医療センター

「コロナ後遺症相談窓口」の設置について

多摩北部医療センターでは、令和3年4月26日から、新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状をお持ちの方のための医療に関する電話相談窓口を開始します。

病院の看護師が、症状を伺い、御相談に対応いたします。

➤ 対象

新型コロナウイルス感染症と診断されて（PCR検査等で陽性）1～2か月以上経過し、何らかの症状がある方

※ 相談は原則、御本人からお願いします。

➤ 相談内容

- ・ 具体的な症状や体調に関する相談
- ・ 症状に応じた受診についてのアドバイス など

※ 相談窓口では、診断や薬の処方等の診療行為は行いません。

➤ 相談方法等

- ・ お電話にて御相談を承ります。

【電話番号】 多摩北部医療センター 患者支援センター コロナ後遺症相談窓口担当
042-306-3161（直通）

【受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
午前9時00分～午前11時00分

- ・ 相談は無料です。（相談後、受診される場合は、所定の医療費がかかります。）

➤ 開始日

令和3年4月26日（月曜日）

➤ 留意事項等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、現時点では確立された治療法はありません。このため、医療機関を受診された場合、治療は症状に応じた対症療法が基本となります。
- ・ 症状により、かかりつけ医やお住まいの近くの医療機関への受診を御案内する場合があります。
- ・ 御相談いただいた内容は、後遺症に関する調査・研究等のための資料として利用させていただきます。